

あおいガーデン 重要事項説明書

1 施設運営者

名 称	特定非営利活動法人 なのはな
代表者氏名	理事長 岡村由紀子
所在地	静岡市葵区川越町4番5号
電話番号	054-253-0443
法人設立年月日	1994年4/1 あおぞらキンダーガーデン 創立 (2008年4/1 特定非営利活動法人 なのはな として組織変更)
定款の目的に定めた事業	① 乳幼児のための教育・保育施設の運営事業 ② 発達障害児のための育児支援施設の運営事業 ③ 保育・子育てに関するセミナー・イベントの企画事業 ④ 保育・子育てに関する書籍の執筆と販売事業 ⑤ 児童福祉法に基づく小規模保育事業 ⑥ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 事業の目的、運営方針

事業の目的	核家族化、少子化が進行し地域的つながりが薄れる中、乳幼児のための教育・保育施設の運営ならびに発達障害児のための一時支援施設の運営等、地域の中で支え合い育て合うための施設運営事業を行い、子どもがありのままの自分でいられるような、活力ある住み良い地域社会を作ること
運営方針	詳細は、別紙（特定非営利活動法人なのはな とは）より

3 施設の概要

施設の種類	小規模保育事業		
施設の名称	あおいガーデン		
開設年月日	平成28年4月1日		
施設の所在地	静岡市葵区羽鳥5丁目2-16		
連絡先	電話番号	054-277-9600	
	F A X	054-277-9600	
事業所番号	31278		
管理者	園長 末永 幸枝		
利用定員	満1歳以上満3歳未満の児童【3号】	12人	
	満1歳未満の児童【3号】	6人	
職員数	14名		
嘱託医	はとりこどもクリニック 水野良子	TEL	054-297-3120
	石上歯科医院 石上大輔	TEL	054-278-1000

4 開園日・開園時間及び休園日

保育を提供する日	月曜日から土曜日まで ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び国民の祝日は休園とする。	
保育を提供する時間	保育標準時間認定	午前7：30から午後6：30までの範囲内で保育を必要とする時間
	保育短時間認定	午前8：30から午後4：30までの間で保育を必要とする時間 ※ 午前7：30時から午前8：30まで及び午後4：30から午後6：30までの範囲内で延長保育を実施。

※土曜保育は8：00～17：00（希望保育）

5 施設・設備等の概要

敷地	面積	191.26 m ²	
建物	構造	木造2階建	
	延床面積	111.78 m ²	
施設の内容	設備	部屋数	面積
	乳児室	1室	21.71 m ²
	ほふく室	1室	21.19 m ²
	保育室	1室	17.12 m ²
	調理室	1室	10.35 m ²
	事務室	1室	14.49 m ²
	トイレ等	2室	8.26 m ²
	調乳室	1室	3.31 m ²

本園では「静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年静岡市条例第108号。以下「市条例」という。）」の定める基準を遵守し、上記の施設及び設備を設置しています。

6 職員の状況（令和6年4月1日）

職種	常勤	常勤者の資格	非常勤 (パート)	非常勤者の資格
園長	1人	保育士	人	
副園長	1人	保育士	人	
保育士	3人	保育士	4人	保育士
看護師	人		1人	看護師
栄養士	1人		人	栄養士
調理員	人		1人	
事務員	人		1人	
その他	人		人	

本園では市条例の定める基準を遵守し、上記の職員を配置しています。

7 提供する保育等の内容

本園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）を踏まえ、以下の保育等の提供を行います。詳しい内容はてびきに記載しています。

- (1) 特定地域保育の提供
- (2) 時間外（延長）保育（保育必要量：短時間の場合）
- (3) 食事の提供
- (4) その他保育に係る行事等

8 利用料金

- (1) 特定地域型保育に係る利用者負担（保育料）

本園に対し、支給認定を受けた市町が定める保育料をお支払いいただきます。

- (2) 保育の提供に要する実費に係る徴収

(1) に掲げる保育料のほか、実費として下記費用を負担していただきます。

項目	対象年齢	金額	
連絡ノート代	全園児	随時	350 円/冊
すくすくノート代	全園児	年額	200 円/冊
写真代	全園児	随時	枚数による
絵本代	注文者のみ	随時	冊数による
スポーツ保険代	全園児	年額	300 円

※ 上記のほか、園外保育（遠足）の交通費等、必要な実費は随時お知らせします。

- (3) 延長保育料

対象	時間	料金
保育短時間認定	午前 7 : 30 ~ 午前 8 : 30	日額 150 円
	午後 4 : 30 ~ 午後 6 : 00	日額 200 円
	午後 6 : 00 ~ 午後 6 : 30	日額 100 円

9 支払方法

- (1) 口座振替払（引落日：毎月末日、信用金庫が休業日の場合は翌営業日）
- (2) 現金払（ノート代など）（集金袋にて回収）

10 利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用児童が満3歳を迎え、その年度が終了したとき。
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

11 緊急時の対応

保育中に容体の変化や病状急変等の緊急事態が発生した場合には、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡を行うとともに、本園嘱託医へ連絡を取るなど必要な措置を講じます。

12 賠償責任保険の加入

本園では、以下の保険に加入を予定しています。

加入保険会社	独立行政法人日本スポーツ振興センター
保険の種類	災害共済
保険の内容	負傷・疾病 医療保険並の療養に要する費用の 4/10 死亡（場合によって異なる） 死亡見舞金 3000 万円 その他

加入保険会社	あおいニッセイ同和損害保険
保険の種類	賠償責任保険
保険の内容	1 事故につき 1 億円 1 名につき 2 千万円

13 非常災害時の対策

消防計画の作成	30 人未満の園のため、届け出等は不要
防災設備	自動火災報知機、誘導灯、消火器
避難訓練	火災及び地震を想定し、月 1 回実施

14 虐待の防止のための措置

本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るために、責任者を設置するとともに、職員に対する研修を実施します。

虐待防止に関する責任者	園長
-------------	----

15 要望・希望等に関する相談窓口

本園では、要望・希望等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

要望等解決責任者	園長
要望等受付担当者	副園長（主任保育士）
第三者委員※	外山 知徳
受付方法	文書（連絡ノート）、電話及び面談、園郵便ポスト等より受け付けます。

※要望解決のために、社会性・客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため第三者委員をおきます。

- ① 受け付けた要望等については、要望解決責任者（園長）と第三者委員に報告の上、解決のために取り組みます。（第三者委員への報告を拒否することもできます。）
- ② 要望解決責任者（園長）は、申出者と話し合い解決に努めます。
- ③ 個人情報に関するものや申出者が拒否した場合を除き、ホームページに掲載し、公表します。

16 個人情報の取扱いについて

在園児、卒園児（以下園児）及びその保護者のみなさまからご提供いただいた個人情報の重要性を認識し、その保護の徹底を図る為、以下の通り個人情報保護方針を定めます。

- ① 教職員に対して、個人情報保護の重要性及びその取り扱いについて、十分な指揮を行い適切な管理に努めます。
- ② 書類及びデータとして保管された個人情報について、合理的な管理及び技術的な施策をとることにより、個人情報の紛失、改ざん、漏えいなどの防止を図ります。
- ③ 個人情報を園児の在籍管理、教育活動や園業務の適正な範囲、その他正当な目的の為のみに使用します。
- ④ 園児の個人情報を、正当な理由なく第三者には提供しません。なお、業務の委託先に提供する場合は、必要最低限度で提供し、安全管理が図られるよう適切に監督します。
- ⑤ 個人情報の保護の為、全園児名簿は配布しません。
- ⑥ 情報主体の方より個人情報の確認、訂正等を希望される場合、ご相談いただければ速やかに対応いたします。
- ⑦ 個人情報の保護に関する法令その他の規範を遵守するとともに、上記における取組を必要に応じて見直し、その改善に努めます。

保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者：あおいガーデン _____ 園長 末永 幸枝 _____

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所： _____

保護者氏名： _____ (印)

児童との続柄： _____

児童氏名： _____